

**鳥取県告示第 521 号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 6 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 処分をした年月日  
平成 19 年 6 月 8 日
- 2 被処分者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに建設業の許可番号  
株式会社タナカ  
西伯郡南部町阿賀 288-1  
代表取締役 田中 善照  
鳥取県知事許可（特-18）第 1480 号
- 3 処分の内容  
建設業の許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実  
株式会社タナカの役員が、暴行の罪を犯したことにより、平成 17 年 12 月 22 日、罰金の刑に処せられた。  
このことが、建設業法第29条第1項第2号に掲げる事由のうち、同法第8条第10号に該当するに至った場合に該当する。